

あるべき税制委員会 74回 議事録 (2015年6月18日)

文責 森信茂樹

第74回委員会は6月18日、成城大学の田近先生が、「配偶者控除その他所得税改革」と題して、別添内容のプレゼンテーションをされ、質疑応答に入った。(資料別添)

田近先生の説明の概要は、以下の通り。

- ・配偶者控除はその趣旨から言ってすでに役割を終えた制度であり、抜本的に改変する必要がある。
- ・その場合、妻の家庭内における「内助の功」に対して何らかの配慮をすることが必要という理屈なら、「内助の功」は共稼ぎ世帯にも同じくあるわけで、配偶者控除ではなく、「夫婦控除」として再構成することが望ましい。
- ・その際、少子化対策的な要素、つまり、所得が低いために結婚できない若者を経済支援するという視点を持つことが望ましい。結婚できないといういわゆる300万円の壁への何らかの対応である。
- ・若者の場合税負担より社会保険料負担の方が重いという現実を考えると、そこへの対策もあわせ必要となる
- ・こうした中で低所得若年労働者の税と社会保険料負担をどう考えるのか、この点がこれから始まる政府税制調査会の議論の出発点となるべきだ。
- ・政府税制調査会は、配偶者控除の見直しについて、A, B-1, B-2, Cの4案を示している。B-1とB-2案の違いは、所得控除か税額控除かという点である。この違いは本来C案、つまり「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入にも当てはまる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。